

岩手県大家畜・養豚特別支援資金等事務処理要領

平成 20 年 8 月 20 日付け 第 652 号
一部改正 平成 22 年 4 月 1 日付け 畜第 28 号
一部改正 平成 25 年 4 月 1 日付け 畜第 2 号
一部改正 平成 25 年 6 月 7 日付け 畜第 298 号
一部改正 平成 26 年 6 月 13 日付け 畜第 284 号
一部改正 平成 30 年 8 月 21 日付け 畜第 497 号
一部改正 令和 5 年 7 月 14 日付け 畜第 425 号
一部改正 令和 7 年 6 月 6 日付け 畜第 218 号

(目的)

第 1 この要領は、大家畜・養豚特別支援資金等の融通等に関し必要な事項を定めることを目的とし、事業の実施に当たっては、畜産特別支援資金融通事業実施要綱（平成 25 年 2 月 26 日付け 24 農畜機第 4699 号。以下「要綱」という。）、畜産特別資金融通事業実施要領（平成 25 年 2 月 27 日付け 24 年発中畜第 949 号－2。以下「実施要領」という。）によるほか、この事務処理要領によるものとする。

(借換対象資金及び内容)

第 2 大家畜・養豚特別支援資金により償還負担の軽減のための借換えを行うことができる資金（以下「借換対象資金」という。）は、貸付対象者が借り入れた大家畜又は養豚経営に必要な資金のうち、償還が困難であるものをいう。

また、資金の内容は、要綱別添 1 の 2 の 2（2）のとおりとする。

(貸付対象者)

第 3 大家畜・養豚特別支援資金の貸付対象者の要件は、要綱別添 1 第 2 の 2（3）に該当する大家畜経営体又は要綱別添 1 第 2 の 2（4）に該当する養豚経営体であることとする。

(融資機関)

第 4 大家畜・養豚特別支援資金の貸し付けを行うことができる融資機関は、次のとおりとする。

- (1) 農業協同組合
- (2) 農業協同組合連合会
- (3) 農林中央金庫
- (4) 次の要件の全てに該当する銀行、信用金庫及び信用協同組合

ア 借入希望者の預貯金の受入れ及び必要とする資金の貸付について、実際に取引実績があること。

イ 本店、支店又は営業所の所在地、業務運営の状況等により借入希望者が資金を借り受けるのに便宜であることが認められるものであること。

2 大家畜・養豚特別支援資金を貸し付けた融資機関は、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 要綱別添1第2の2(6)に定める融資機関支援計画(以下「支援計画」という。)の確実な実施により、借入者の経営改善を早期に実現するよう努めること。
- (2) 要綱別添1第2の2(3)のアの(オ)及びイの(オ)並びに(4)のアの(オ)及びイの(オ)の収支管理の実施状況を確認するとともに、償還が終了するまでの間、毎年、財務諸表等の提出を受けること。また、収支管理が実施されない場合にあつては、要綱別添1第2の2(11)のアの見直し期間の終了までに確実に実施されるよう、借入者に対して指導を実施すること。
- (3) (1)及び(2)の実施状況を記録した指導記録簿を整備し、償還が終了するまでの間、(2)により提出を受けた財務諸表等とともに保管すること。

(貸付条件)

第5 大家畜・養豚特別支援資金の貸付条件は、要綱別添1第2の2(9)に定めるとおりとする。

(経営改善計画及び支援計画の作成並びに承認)

第6 経営改善計画並びに承認に関する手続は次のとおりとする。

- (1) 大家畜・養豚経営改善計画の作成等

大家畜・養豚特別支援資金の借入れを希望する者(以下「借入希望者」という。)は、大家畜・養豚経営改善計画承認申請書(様式第1号)に要綱別添1第2の2(5)に定める大家畜・養豚経営改善計画(以下「経営改善計画」という。)を添付し、本要領第3に掲げる融資機関(以下「融資機関」という。)を経由して、知事に提出するものとする。

- (2) 融資機関の事務処理

ア 融資機関は、(1)により経営改善計画が提出されたときは、借入希望者が貸付対象者に該当する者であることを確認し、当該経営改善計画の内容を検討した上で、要綱別添1第2の2(6)に定める融資機関支援計画(以下「支援計画」という。)を添付し、当該経営改善計画に即して大家畜・養豚特別支援資金が貸し付けられた場合の経営の改善に係る効果についての意見を付して、経営改善計画と併せて所管する広域振興局長又は広域振興局農政(林)部農林振興センター所長に提出するものとする。

イ 融資機関は、(3)のイによる大家畜・養豚経営改善計画承認通知書(様式第2号、以下「経営改善計画承認通知書」という。)又は、(3)のウによる大家畜・養豚経営改善計画不承認通知書(様式第3号、以下「経営改善計画不承認通知書」という。)の送付があつたときは、借入希望者にこれを送付するものとする。

- (3) 農林振興センター所長の事務処理

ア 農林振興センター所長(以下「センター所長」という。)は、(2)のアによる経営改善計画及び支援計画の送付があつたときは、要綱別添1第2の2(9)イの(ア)に定める大家畜一般案件及び要綱別添1第2の2(9)ウの(ア)に定

める養豚一般案件については、別表 1 に掲げるほか必要と認める機関等の長が指名する職員を構成員とする地方審査委員会を開催し、(5) のアの審査基準によるほか融資機関の意見を考慮して、経営改善支援措置及び生産性向上努力並びにこれらと一体的に行われる資金による償還負担の軽減措置により、経営の改善が見込まれるか否かについて審査を行うものとする。

ただし、償還期間が 15 年以内（養豚特別支援資金にあつては、7 年以内）のものであつても、重大又は異例に属する案件及び紛議論争があるとき又は紛議論争を生ずる恐れがあると認められる場合は、その都度知事に対しその取扱いについて協議するものとする。

また、要綱別添 1 第 2 の 2 (9) イの (ア) ただし書きの大家畜特認案件及び要綱別添 1 第 2 の 2 (9) ウの (ア) ただし書きの養豚特認案件については、経営改善計画、支援計画及び意見書並びに審査シートを広域振興局長に送付するものとする。

イ センター所長は、アの審査の結果、借入希望者の経営の改善が図られると認められる場合には、経営改善計画承認通知書を融資機関を経由して、借入希望者に交付するものとする。

この場合において、センター所長は、大家畜・養豚経営改善計画承認協議書（様式第 4 号、以下「経営改善計画承認協議書」という。）により、あらかじめ知事に協議するものとする。

ウ センター所長は、アの審査の結果、借入希望者の経営の改善が図られると認めない場合には、経営改善計画不承認通知書を融資機関を経由して借入希望者に交付するものとする。

この場合において、センター所長は経営改善計画不承認通知書の写しを添付して知事に報告するものとする。

エ センター所長は、(4) のイ又は (5) のイによる経営改善計画承認通知書若しくは、(4) のウ又は (5) のイによる経営改善計画不承認通知書の通知があつたときは、融資機関にこれを送付するものとする。

(4) 広域振興局長の事務処理

ア 広域振興局長（以下「局長」という。）は、(2) のア又は (3) のアによる経営改善計画及び支援計画の送付があつたときは、別表 2 に掲げる機関等の長が指名する職員を構成員とする広域審査委員会を開催し、(5) のアの審査基準によるほか融資機関の意見を考慮して、経営改善支援措置及び生産性向上努力並びにこれらと一体的に行われる資金による償還負担の軽減措置により、経営の改善が見込まれるか否かについて審査を行うものとする。

イ 局長は、アの審査の結果、借入希望者の経営の改善が図られると認める場合には、経営改善計画承認通知書をセンター所長、融資機関を経由して、借入希望者に交付するものとする。

この場合において、局長は、経営改善計画承認協議書により、あらかじめ知事に協議するものとする。

ウ 局長は、アの審査の結果、借入希望者の経営の改善が図られると認めない場合

には、経営改善計画不承認通知書を融資機関を経由して借入希望者に交付するものとする。

(5) 知事の事務処理

ア 知事は、審査委員会において円滑な処理を行うため、別記の審査基準を設けるものとする。

イ 知事は、(3)のイ又は(4)のイの協議を受けたときは、独立行政法人農畜産業振興機構理事長に協議し、その結果を局長又はセンター所長に通知するものとする。

(6) 経営改善計画及び支援計画の見直し

ア 大家畜・養豚特別支援資金の借入者は、経営改善計画の作成年度の翌年から据置期間終了後5年が経過する年までの(以下「見直し期間」という。)毎年度、経営改善計画を見直すものとする。ただし、要綱別添1第2の2(11)のアの定めにより、当該見直し期間を変更できるものとする。

イ アの見直しを行った場合は、(1)から(5)までに規定する手続(理事長への協議を除く。)に準じるものとし、毎年度の見直しについては8月末日までに知事に協議するものとする。

ウ アの経営改善計画及び見直し期間を変更しようとする場合は、(1)から(5)までに規定する手続(理事長への協議を除く。)に準じるものとする。(ただし、大家畜・養豚経営改善計画変更(取消)承認申請書(様式第5号)、大家畜・養豚経営改善計画変更(取消)承認通知書(様式第6号)、大家畜・養豚経営改善計画変更(取消)不承認通知書(様式第7号)、大家畜・養豚経営改善計画変更(取消)承認協議書(様式第8号)によるものとする。)

エ 支援計画を作成した融資機関は、要綱別添1第2の2(11)のイの定めにより、支援計画を見直すものとする。

オ 借入者が、アの見直し期間終了後であって、経営改善計画の内容を変更しようとする場合には、変更後の経営改善計画について(1)から(5)までに規定する手続(理事長への協議を除く。)に準じるものとする。(様式第5号から様式第8号による。)ただし、軽微な変更を行う場合は、この限りでない。

(7) 経営改善計画及び支援計画の承認の取消し

ア 大家畜・養豚特別支援資金に係る経営改善計画及び支援計画の承認について、要綱別添1第2の2(12)のア及び(13)のアの定める事項に該当する場合は、承認を取り消すものとする。

イ アの取消しを行う場合は、(1)から(5)までに規定する手続(理事長への協議を除く。)に準じるものとする。(様式第5号から様式第8号による。)ただし、(3)のアの地方審査委員会又は(4)のアの広域審査委員会の開催については、審査委員会の意見聴取が必要と認められる場合に開催するものとする。

ウ イの手続を行った場合は、様式第6号及び様式第7号の通知書の写しを添付して知事に報告するものとする。

(8) 大家畜経営活性化資金等に係る経営改善計画及び支援計画の見直し

ア 要綱別添1の別表1の6号及び8号から16号までの資金(以下「大家畜経営活

性化資金等」という。)の借入者は、要綱別添1第3の2(6)のイの定めにより、当該資金の借入に際し作成した要綱別添1の別表3の各経営改善計画(以下「各経営改善計画」という。)を見直すことができるものとする。

イ アの見直しを行った場合は、(1)から(5)までに規定する手続(理事長への協議を除く。)に準じ(ただし、各経営改善計画(資金名)変更(取消)承認申請書(様式第9号)、各経営改善計画(資金名)承認通知書(様式第10号)、各経営改善計画(資金名)変更(取消)不承認通知書(様式第11号)によるものとする。)、各経営改善計画(資金名)変更(取消)承認協議書(様式第12号)により、毎年度の見直しについては8月末日までに知事に協議するものとする。

ウ 要綱別添1の別表3の各支援計画(以下、「各支援計画」という。)を作成した融資機関は、要綱別添1第3の2(6)のエの定めにより、毎年度当該支援計画を見直すこととする。

エ 借入者が、アの見直し期間終了後であって、各経営改善計画の内容を変更しようとする場合には、要綱別添1第3の3(2)のウ及びエの定めにより、変更後の経営改善計画について(1)から(5)までに規定する手続(理事長への協議を除く。)に準じるものとする。(様式第5号から様式第8号による。)ただし、軽微な変更を行う場合は、この限りでない。

(9) 各経営改善計画の承認の取消し

ア 各経営改善計画について、要綱別添1第3の2(7)のアの定める事項に該当する場合は、承認を取り消すものとする。

イ アの取消しを行う場合は、(1)から(5)までに規定する手続(理事長への協議を除く。)に準じるものとする。(ただし、様式第9号から様式第12号による。)ただし、(3)のアの地方審査委員会又は(4)のアの広域審査委員会の開催については、審査委員会の意見聴取が必要と認められる場合に開催するものとする。

(貸付実行及び報告)

第7 大家畜・養豚特別支援資金の貸付は、要綱別添1の第2の3(2)に定める日に行うものとする。

2 大家畜・養豚特別支援資金は、経営改善計画に記載した借換対象資金に全額充当するものとし、不用額が発生しないように事前に必要額を再確認のうえ貸付するものとする。

3 融資機関は、大家畜・養豚特別支援資金の貸付を行った場合には、大家畜・養豚特別支援資金貸付実行報告書(様式第13号)に実施要領第1の3(2)に基づき公益社団法人中央畜産会会長(以下「中央畜産会」という。)に提出する畜産特別資金貸付実行状況報告書の写しを添付し、局長を経由して知事に提出するものとする。

(融資状況の調査)

第8 知事、局長又はセンター所長は、この要領に定めるもののほか、この事業の実施及び実績について、必要に応じ、融資機関及び借入者に対し調査し、又は報告を求めることができるものとする。

2 局長又はセンター所長は、前項に定める調査を実施したときは、その結果をすみやか

に知事に報告するものとする。

附 則 （平成 20 年 8 月 20 日付け畜第 652 号）

この要領は、平成 20 年 8 月 20 日から施行する。

附 則 （平成 22 年 4 月 1 日付け畜第 26 号）

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 25 年 4 月 1 日付け畜第 2 号）

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 25 年 6 月 7 日付け畜第 298 号）

この要領は、平成 25 年 6 月 7 日から施行する。

附 則 （平成 26 年 6 月 13 日付け畜第 284 号）

この要領は、平成 26 年 6 月 13 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日より適用するものとする。

附 則 （平成 30 年 8 月 21 日付け畜第 497 号）

- 1 この要領は、平成 30 年 8 月 21 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日より適用するものとする。
- 2 平成 30 年度までに終了した事業については、この事務処理要領による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則 （令和 5 年 7 月 14 日付け畜第 425 号）

- 1 この要領は、令和 5 年 7 月 14 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日より適用するものとする。
- 2 この事務処理要領の改正以前に経営改善計画の承認を受け貸付が行われた資金に係るものについては、なお従前の例によるものとする。ただし、第 6（6）のウ、（7）、（8）のエ及び（9）の規定については、改正後の規定を適用するものとする。
- 3 令和元年度までに終了した事業については、この事務処理要領による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則 （令和 7 年 6 月 6 日付け畜第 218 号）

この要領は令和 7 年 6 月 6 日から施行する。

別表 1

地方審査委員会の構成員は、次の機関のほかセンター所長が必要と認める機関の長が指名する職員とする。

広域振興局農政（林）部農林振興センター、家畜保健衛生所、農業改良普及センター、岩手県農業協同組合中央会、岩手県信用農業協同組合連合会、全国農業協同組合連合会岩手県本部、岩手県農業信用基金協会、一般社団法人岩手県畜産協会、株式会社日本政策金融公庫盛岡支店
--

別表 2

広域審査委員会の構成員は、次の機関のほか局長が必要と認める機関の長が指名する職員とする。

広域振興局農政（林）部、家畜保健衛生所、農業改良普及センター、岩手県農業協同組合中央会、岩手県信用農業協同組合連合会、全国農業協同組合連合会岩手県本部、岩手県農業信用基金協会、一般社団法人岩手県畜産協会、株式会社日本政策金融公庫盛岡支店
--

別記

大家畜・養豚特別支援資金及び大家畜経営活性化資金等に係る経営改善計画審査基準

(目的)

第1 この審査基準は、大家畜・養豚経営改善支援資金又は大家畜経営活性化資金等に係る経営改善計画（以下「経営改善計画等」という。）の実現可能性を客観的に評価して、資金の投入効果を最大にする的確な経営改善指導を実現するため計画の審査に関し判断基準を定めることを目的とする。

(経営改善計画等の作成及び承認)

第2 経営改善計画等の作成及び承認に関する手続は、岩手県大家畜・養豚特別支援資金事務処理要領（平成20年8月20日付け畜第652号。以下「事務処理要領」という。）第6によるものとする。

(審査項目の設定及び判断基準)

第3 経営改善計画等の審査に資する項目は別紙1に定める。

審査シート

1 審査シートによる計画審査

大家畜・養豚特別支援資金又は大家畜経営活性化資金等の計画の実現可能性を客観的に評価して、資金の投入効果を最大にする的確な経営改善指導を実現するため、審査シートを設定した。

このシートは審査項目ごとに評価するデータを、それぞれに設定した評価基準に基づいて、A、B、Cの3段階に評価する方式としている。また最終的な評価は、それぞれの項目の評価を点数化（Aを3点、Bを2点、Cを1点）し、その累計値を評点区分によって仕分けして判断することとしている。

なお、以下に用いる用語の意味は次のとおり。

前々年実績：審査対象年の前々年の実績値

前年計画：審査対象年の前年の見直し計画値

前年実績：審査対象年の前年の実績値

当年計画：審査対象年の計画値

次年計画：審査対象年の次年の計画値

借換最終年実績：ローリング方式である畜特資金の最終借換年の実績値

償還1年目計画：最終借換後、畜特資金の償還が初めて到来する年の計画値

目標年計画：計画書作成時に目標年として設定した年の計画値

2 審査シートの種類と内容

経営改善計画等の審査シートとして、以下の3種類を作成した。

I 借換初年度用

大家畜・養豚特別支援資金を初めて借り入れる場合の計画審査に用いる。過去2年の実績を踏まえた当年計画の実現性の評価、借換計画の実現性の評価、経営者の経営改善意欲の評価から成る。

II 借換2年目以降・見直し計画用

経営改善計画を作成した借入者が2年目以降に大家畜・養豚特別支援資金又は大家畜経営活性化資金等を借り入れる場合の借換計画の審査及び最終借換後5年間（知事が必要と認めた場合にあっては10年以内の期間で延長することができる）作成する見直し計画の審査に用いる。前年実績の計画に対する到達度の評価、当年計画の実現性の評価、経営者の経営改善意欲の評価から成る。

III 見直し計画確定審査用

要綱で定める見直し期間において作成した見直し計画の審査結果を基に、目標年の計画達成の可能性を審査する。計画の達成度と目標の実現性の評価、経営者の経営改善意欲の評価から成る。

3 審査シートを用いた計画審査の方法とその内容

I 借換初年度

この審査では、借換初年度用審査シートを用いる。

<審査のポイント>

- ・ 当年計画が前々年及び前年の実績を踏まえて、実現可能なものになっているか。
- ・ 借り換え期間中の見通しが実績を踏まえて適正に行われているか。また、借り換えによって償還圧の軽減が行われ、目標年には経営改善が図られる計画となっているか。
- ・ 経営が抱える負債の規模やその償還計画が、その経営にとって資金対策でカバーできる範囲にあるか。
- ・ 借入希望者の意識や環境は計画の達成を助長するものになっているか。
- ・ その他、借入計画に記載された評価項目の情報だけでなく、負債が経営を圧迫するに至った経緯、地域における当該経営の位置付け、家族構成など、将来を見通すために必要な幅広い情報を収集して、総合的な検討を加える。

(1) 実績の評価と当年計画の実現性

当年計画が、実績を踏まえた実現可能なものになっているかを、畜産部門収入、畜産部門支出、家計費等から総合的に評価する。

① 畜産部門収入

実績を踏まえた当年の畜産部門収入計画の実現性を、実績の年次間の動きや実績と計画の乖離などから評価する。

<評価の参考値>

畜産部門収入を評価するための参考として1頭当たり畜産部門収入をさらに収入に関連する項目として、常時飼養頭数、生産技術指標、販売単価、生産物販売量の実績及び計画値を参考とする。

ア 1頭当たり畜産部門収入

畜産部門収入をイで示す常時飼養頭数で除した数値である。経営累計ごとの1頭当たり収入は、下記により求める。

酪農経営 : 経産牛1頭当たり収入 (大家畜部門収入÷経産牛常時飼養頭数)

肉専繁殖経営 : 肉専用種繁殖雌牛1頭当たり収入
(大家畜部門収入÷肉専用種繁殖雌牛常時飼養頭数)

肉用牛肥育経営 : 肥育牛1頭当たり収入 (大家畜部門収入÷肥育牛常時飼養頭数)

乳用種ほ育・育成経営 : ほ育・育成牛1頭当たり収入
(大家畜部門収入÷ほ育・育成牛常時飼養頭数)

養豚経営 : 子取り用雌豚1頭当たり収入
(養豚部門収入÷子取り用雌豚常時飼養頭数)

イ 常時飼養頭数

常時飼養頭数は、1年間の平均飼養頭数である。期首や期末の飼養頭数ではないことに留意する。なお、経営類型ごとの常時飼養頭数の定義は下記のとおりである。

養豚経営 : 子取り用雌豚常時飼養頭数

養豚経営 : 種雌豚 1 頭当たり年間正常子豚生産頭数

養豚経営 : 出荷肥育豚 1 頭当たり出荷価格 (肥育豚販売額 ÷ 肥育豚出荷頭数)

養豚経営 : 肥育豚出荷頭数

ア 1頭当たり畜産部門支出

畜産部門支出を常時飼養頭数で除した数値である。経営類型ごとの1頭当たり畜産部門支出は、下記により求める。

酪農経営 : 経産牛1頭当たり支出 (大家畜部門支出 ÷ 経産牛常時飼養頭数)

肉専繁殖経営 : 肉専用種繁殖雌牛1頭当たり支出
(大家畜部門支出 ÷ 肉専用種繁殖雌牛常時飼養頭数)

肉用牛肥育経営 : 肥育牛1頭当たり支出 (大家畜部門支出 ÷ 肥育牛常時飼養頭数)

乳用種ほ育・育成経営 : 出荷ほ育・育成牛1頭当たり支出
(大家畜部門支出 ÷ ほ育・育成牛常時飼養頭数)

養豚経営 : 子取り用雌豚1頭当たり支出
(養豚部門支出 ÷ 子取り用雌豚常時飼養頭数)

イ 1頭当たり家畜購入費

1頭当たり家畜購入費は、当年に支出した家畜購入費を常時飼養頭数で除したものである。経営類型別の算出方法は下記のとおりである。

酪農経営 : 経産牛1頭当たり家畜購入費 (家畜購入費 ÷ 経産牛常時飼養頭数)

肉専繁殖経営 : 肉専用種繁殖雌牛1頭当たり家畜購入費
(家畜購入費 ÷ 肉専用種繁殖雌牛常時飼養頭数)

肉用牛肥育経営 : 肥育牛1頭当たり家畜購入費 (家畜購入費 ÷ 肥育牛常時飼養頭数)

乳用種ほ育・育成経営 : ほ育・育成牛1頭当たり家畜購入費
(家畜購入費 ÷ ほ育・育成牛常時飼養頭数)

養豚経営 : 子取り用雌豚1頭当たり家畜購入費
(家畜購入費 ÷ 子取り用雌豚常時飼養頭数)

ウ 1頭当たり飼料購入費

1頭当たり飼料購入費は、当年に支出した飼料購入費を常時飼養頭数で除したものである。経営類型別の算出方法は下記のとおりである。

酪農経営 : 経産牛1頭当たり飼料購入費 (飼料購入費 ÷ 経産牛常時飼養頭数)

肉専繁殖経営 : 肉専用種繁殖雌牛1頭当たり飼料購入費
(飼料購入費 ÷ 肉専用種繁殖雌牛常時飼養頭数)

肉用牛肥育経営 : 肥育牛1頭当たり飼料購入費 (飼料購入費 ÷ 肥育牛常時飼養頭数)

乳用種ほ育・育成経営 : ほ育・育成牛1頭当たり飼料購入費
(飼料購入費 ÷ ほ育・育成牛常時飼養頭数)

養豚経営 : 子取り用雌豚1頭当たり飼料購入費
(飼料購入費 ÷ 子取り用雌豚常時飼養頭数)

③ 家計費

実績を踏まえた当年計画の実現性を、実績の水準、実績の年次間の動きや実績と

計画との乖離などから評価する。

④ 償還財源

前々年実績と前年実績を比較して、償還財源の確保の程度を評価する。

＜評価の参考値＞

ア 1頭当たり償還財源

年間償還財源額を常時飼養頭数で除した値である、償還財源の年次間の変動を確認する。

イ 年間要償還額

対象となる1年間に償還が必要な借入金の金額である。償還財源との比較により償還能力の推移を確認する。

ウ 実際の償還額

対象となる1年間に、実際に償還された借入金の金額である。要償還額、償還財源との比較により、実績の把握に問題がないことを確認する。

⑤ 1頭当たり期末総負債残高

前々年実績と前年実績を比較して、1頭当たり期末総負債残高の推移を評価する。総負債残高は、貸借対照表における負債合計である。1頭当たりの期末総負債残高は、期末総負債残高を常時飼養頭数で除して求める。評価の参考値は期末総負債残高である。

⑥ 売上高負債比率

便宜的に、前年実績における期末総負債残高を畜産部門収入で除して100を乗じた数値を売上高負債比率とし、安定的な経営を行う尺度として評価する。評価の基準は、地域の実情に応じて設定可能である。

(2) 借換計画の評価

借り換え期間中の見直しが実績を踏まえて適正に行われているか、また、借り換えによって償還圧の軽減が行われ、目標年には経営改善が図られる計画となっているかを、前年実績と畜特資金償還1年目の計画及び目標年計画を用いて評価する。

評価する項目は、畜産部門収入、畜産部門支出、家計費、償還財源及び1頭当たり期末借入金残高である。これらの持つ意味や評価の参考値は(1)の「実績の評価と当年計画の実現性」に記述してあるものと同様である。

⑦ 畜産部門収入

償還1年目の畜産部門収入計画と目標年の計画が適正となっているか、前年実績と両計画値との乖離、計画値間の乖離などから評価する。

＜評価の参考値＞

畜産部門収入を評価するための参考として1頭当たり畜産部門収入を、さらに収入に関連する項目として、常時飼養頭数、生産技術指標、販売単価、生産物販売量の前年実績、償還1年目及び目標年の計画値を参考とする。

⑧ 畜産部門支出

償還1年目の畜産部門支出計画と目標年の計画が適正なものとなっているか、前年実績と両計画値との乖離、計画値間の乖離などから評価する。

<評価の参考値>

畜産部門支出を評価するための参考として1頭当たり畜産部門支出を、さらに1頭当たり畜産部門支出を構成する要素として、1頭当たり家畜購入費、1頭当たり飼料購入費の前年実績、償還1年目及び目標年の計画値を参考とする。

⑨ 家計費

償還1年目の家計費計画と目標年の計画が適正なものとなっているか、前年実績と両計画値との乖離、計画値間の乖離などから評価する。

⑩ 償還財源

償還1年目の償還財源の確保計画と目標年の計画が適正なものとなっているか、前年実績と両計画値との乖離、計画値間の乖離などから評価する。評価の参考値として、1頭当たり償還財源、年間要償還額を用いる。

⑪ 1頭当たり期末借入金残高

目標年の1頭当たり期末借入金残高が、別に定める基準のどれに位置するかを評価する。

評価基準例は、社団法人中央畜産会が作成した「畜産特別資金計画書審査基準作成マニュアル」によるものとする。

<1頭当たり期末借入金残高の評価基準例について>

a：負債限界として求めた金額（後掲「負債限界の考え方」参照）、先進事例の実績指標及び畜特資金借入者の借入金残高の実態等を参考にしながら、基本的には（所得＋支払利子－家計費）が年間償還額にほぼ釣り合うと考えられる金額を常時飼養頭数で除して10倍（養豚は7倍）した金額未満とした。

b：aとその2倍未満の金額の範囲とした。なお、畜特資金借入者の借入残高は「b」の範囲内にある。

c：aの2倍以上とした。

肥育牛経営では、飼養している牛の種類が2以上の経営が想定されることから、以下のとおり計算して、1頭当たり期末借入金残高の範囲を求め、評価することとした。

（それぞれの種類の肥育牛常時飼養頭数×該当する種類の肥育牛の1頭当たり期末借入金残高の範囲）の和÷すべての種類の肥育牛常時飼養頭数の和

※ 計算例：肉専用種肥育牛30頭、交雑肥育牛150頭の経営の場合

aの範囲：（30頭×45万円＋150頭×35万円）÷180頭＝37万円未満

bの範囲：37万円～74万円

cの範囲：74万円以上

(3) 経営者の経営改善意欲の評価

⑫ 融資機関による借入者の評価

融資機関が作成し計画書に添付して提出する別表の「借入者の取組状況評価表」について、審査会が別に定める評価基準により行う。評価項目は以下の5項目で構成しているが、経営者（借入者）の評価ではなく、経営体としての評価であり、家

族経営においては経営に携わる家族全体の評価として捉える必要がある。

ア 経営内容についての把握・理解

経営主、妻及び後継者が、自己の経営に経営実績をどの程度把握・理解しているかを評価する。

イ 経営改善への意欲

経営内労働の基幹従事者が、自己の経営に危機感を持ち、経営改善にどの程度熱意を持っているかを評価する。

ウ 家族の協力体制

家族全員が経営状態を理解し、経営改善にどの程度意識を持って協力しているかを評価する。

エ 家計費の把握・低減への意欲

経営主、妻及び後継者が、家計費の低減が償還財源確保に重要であることを理解し、どの程度低減の努力を行っているかを評価する。

オ 指導・支援に対する受入態度、協調姿勢

経営主及び経営内労働の基幹従事者が、融資機関を初めとした関係機関からの指導、支援をどの程度受け入れ、経営改善に向かって協調しているかどうかを評価する。

それぞれの項目について1点から5点の5段階で評価を行い、それらの累計を評点区分によって3段階に評価する方法を別表に示す。

(4) 計画審査基準の設定

それぞれの項目の評価結果を点数化して結果を総合評価し、計画が適正に作成され、その実現性に現状で問題がないかどうかを評価する。

審査シートでは、累計点数を基にした評価基準により3段階に評価し、A：計画は妥当、B：計画達成には注意必要、C：計画達成は難しいとした。それぞれの評価はさらに2つに分けて、指導の目安とする。

Cに評価された場合、計画を承認することが適切であるかどうか、計画の見直しも含め、審査委員会で十分な検討を要するものとする。

Ⅱ 借換2年目以降の計画及び見直し計画

この審査では、借換2年目以降・見直し計画用審査シートを用いる。

評価項目は借換初年度用と同じである。

<審査のポイント>

- ・ 前年実績は前年計画をどの程度達成しているか。
- ・ 前年実績を踏まえて、当年計画は達成が可能か。
- ・ 借入者の意識や環境は計画の達成を助長するものになっているか。
- ・ その他項目についても前年の計画と実績との乖離及び実績の水準、経営者の経営改善意欲等について総合的な評価を行い、経営改善に結びつけるための情報の整理に資することを留意する。

(1) 実績の評価

前年計画と前年実績の比較により評価する。

① 畜産部門収入

評価は前年計画に対する前年実績の増減率で行う。

<評価の参考値>

項目は借換初年度用と同じである。前年計画と前年実績を比較し、畜産部門収入が増減した原因を評価する。前々年実績も合わせて利用する。

② 畜産部門支出

評価は前年計画に対する前年実績の増減率で行う。

<評価の参考値>

項目は借換初年度用と同じである。前年計画と前年実績を比較し、畜産部門収入が増減した原因を評価する。前々年実績も合わせて評価する。

③ 家計費

評価は前年計画に対する前年実績の増減率で行う。

④ 償還財源

評価は前年計画に対する前年実績の増減率で行う。評価の参考値は、1頭当たり償還財源、年間要償還額、実際の償還額である。

⑤ 1頭当たり期末総負債残高

前年の1頭当たり期末総負債残高が前々年のそれに比べて増えているか減っているかで評価する。評価の参考値は期末総負債残高である。

⑥ 売上高負債比率

前年実績から求めた数値を評価する。評価の基準は、地域の実情に応じて設定可能である。

(2) 当年（見直し）計画の評価

前年実績、次年計画と当年計画を比較し、計画の達成可能性を3段階で評価する。評価は、実績の評価で用いた数値の増減による判断だけではなく、過去の実績の推移や次年の計画を踏まえて、当年計画が達成可能か否か、その可能性を評価する。

⑦～⑪の各評価項目の具体的内容は、借換初年度用の「借換計画の評価」と同様である。

(3) 経営者の経営改善意欲の評価

⑦ 融資機関等による借入者の評価

借換初年度用と同様、「他借入者の取組状況評価表」により評価する。

(4) 総合評価

それぞれの項目の評価結果を点数化して、計画が適正に作成され、その実現性に現状で問題がないかどうかを評価する。審査シート例では、累計点数を基にした評価基準により3段階に評価し、A：計画は妥当、B：計画達成には注意必要、C：

計画は要検討とした。それぞれの評価はさらに2つに分けて、指導の目安としている。

Ⅲ 見直し計画確定審査の方法とその内容

見直し計画最終年の審査を行った後に、計画達成の程度を総括して評価する。この審査では、見直し計画確定審査用審査シートを用いる。

<審査のポイント>

- ・ 見直し期間における評価が、総じて計画達成を確信できるものであるか。
- ・ 借入者の意識や環境が計画達成を助長してきたか。

(1) 計画の達成度と目標値の評価

① 畜産部門収入

最終借換年の実績、最終年の前年実績と目標年計画の比較による「数値による判定」と見直し期間の「評価による判定」を合わせて、計画達成の可能性を総合的に評価する。

② 畜産部門支出

最終借換年の実績、最終年の前年実績と目標年計画の比較による「数値による判定」と見直し期間の「評価による判定」を合わせて、計画達成の可能性を総合的に評価する。

③ 最終借換年の実績、最終年の前年実績と目標年計画の比較による「数値による判定」と見直し期間の「評価による判定」を合わせて、計画達成の可能性を総合的に評価する。

④ 償還財源の確保

最終借換年の実績、最終年の前年実績と目標年計画の比較による「数値による判定」と見直し期間の「評価による判定」を合わせて、計画達成の可能性を総合的に評価する。

⑤ 1頭当たり期末借入金残高

最終借換年の実績、最終年の前年実績と目標年計画の比較による「数値による判定」と見直し期間の「評価による判定」を合わせて、計画達成の可能性を総合的に評価する。

(2) 経営者の経営改善意欲の評価

⑥ 融資機関等による借入者の評価

5年間の「評価による判定」により、計画達成の可能性を評価する。

(3) 総合評価

⑦ 見直し計画書の総合評価

5年間の見直し計画書の「総合評価」を基に、計画達成の可能性を評価する。

(4) 確定評価

それぞれの項目の評価結果を点数化して、計画が適正に作成され、その実現性に現状で問題がないかどうかを評価する。

累計点数を基にした評価基準により３段階に評価し、Ａ：計画は妥当、Ｂ：計画達成には注意必要、Ｃ：計画達成は難しい、としている。

４ 融資機関評価表について

借入者の経営改善計画の実現に不可欠な要素として、融資機関による経営改善の取組状況を「融資機関評価表」により評価する。

評価は見直し計画の確定まで実施することとし、評価の結果は経営改善計画の審査結果には反映されないこととするが、融資機関の取組状況に問題があると判断される場合には、審査会において改善を促すものとする。

様式第 1 号（第 6 の（1））関係）

大家畜・養豚経営改善計画承認申請書

年 月 日

岩手県知事 様

住所
氏名

畜産特別資金融通事業実施要綱別添 1 の第 2 の 2（5）の規定に基づき、別添のとおり
大家畜・養豚経営改善計画を作成したので、承認を受けたく申請します。

（A 4）

様式第 2 号（第 6 の（2）のイ（3）のイ、（4）のイ関係）

畜 第 号
年 月 日

住所
氏名

様

岩手県知事

印

大家畜・養豚経営改善計画承認通知書

年 月 日付けで承認申請のあった標記計画については、畜産特別資金融通事業実施要綱別添 1 の第 2 の 3 の（1）のエの規定に基づき承認します。

なお、 年度分の大家畜・養豚特別支援資金の借入限度額は下記のとおりです。

記

大家畜・養豚特別支援資金借入限度額	千円
-------------------	----

（A 4）

様式第3号（第6の（2）のイ、（3）のウ、（4）のウ関係）

畜 第 号
年 月 日

住所
氏名

様

岩手県知事

印

大家畜・養豚経営改善計画不承認通知書

年 月 日付けで承認申請のあった標記計画については、下記理由により承認
できませんので通知します。

（A4）

様式第4号（第6の（3）のイ、（4）のイ関係）

〇〇 第 号
年 月 日

岩手県知事 様

〇〇広域振興局長

大家畜・養豚経営改善計画承認協議書

このことについて、岩手県大家畜・養豚特別支援資金事務処理要領第6の（3）のイ又は（4）のイの規定に基づき、大家畜・養豚経営改善支援計画を添えて協議します。

記

市町村名	協議件数	本資金需要額
	件	千円
	件	千円
	件	千円
	件	千円
合 計	件	千円

審査基準に定める審査シートを添付すること。

（A4）

様式第5号（第6の（6）のウ、（7）のイ関係）

大家畜・養豚経営改善計画等変更（取消）承認申請書

年 月 日

岩手県知事 様

住所
氏名

畜産特別資金融通事業実施要綱別添1の第2の2の（11）の規定に基づき、別添のとおり経営改善計画（見直し期間）を変更（取消）したので、承認を受けたく申請します。

（A4）

様式第 6 号（第 6 の（6）のウ、（7）のイ関係）

畜 第 号
年 月 日

住所
氏名

様

岩手県知事

印

大家畜・養豚経営改善計画等変更（取消）承認通知書

年 月 日付けで承認申請のあった標記計画については、畜産特別資金融通事業実施要綱別添 1 の第 2 の 2 の（11）の規定に基づき承認します。

（A 4）

様式第7号（第6の（6）のウ、（7）のイ関係）

畜 第 号
年 月 日

住所
氏名

様

岩手県知事

印

大家畜・養豚経営改善計画等変更（取消）不承認通知書

年 月 日付けで承認申請のあった標記計画については、下記理由により承認
できませんので通知します。

（A4）

様式第 8 号（第 6 の（6）のウ、（7）のイ関係）

〇〇 第 号
年 月 日

岩手県知事 様

〇〇広域振興局長

大家畜・養豚経営改善計画等変更（取消）承認協議書

このことについて、岩手県大家畜・養豚特別支援資金等事務処理要領第 6 の（6）のウの規定に基づき、経営改善計画（取消理由）を添えて協議します。

記

市町村名	協議件数	変更（取消）理由
	件	
	件	
合 計	件	

審査基準に定める審査シートを添付すること。

（A 4）

様式第9号（第6の（8）のイ、（9）のイ関係）

各経営改善計画（資金名）変更（取消）承認申請書

年 月 日

岩手県知事 様

住所
氏名

畜産特別資金融通事業実施要綱別添1の第3の2の（6）、（7）の規定に基づき、別添のとおり経営改善計画を変更（取消）したので、承認を受けたく申請します。

（A4）

様式第 10 号（第 6 の（8）のイ、（9）のイ関係）

畜 第 号
年 月 日

住所
氏名

様

岩手県知事

印

各経営改善計画（資金名）変更（取消）承認通知書

年 月 日付けで承認申請のあった標記計画（の取消）については、畜産特別
資金融通事業実施要綱別添 1 の第 3 の 3 の（2）のオの規定に基づき承認します。

（A 4）

様式第 11 号（第 6 の（8）のイ、（9）のイ関係）

畜 第 号
年 月 日

住所
氏名

様

岩手県知事

印

各経営改善計画（資金名）変更（取消）不承認通知書

年 月 日付けで承認申請のあった標記計画については、下記理由により承認
できませんので通知します。

（A 4）

様式第 12 号（第 6 の（8）のイ、（9）のイ関係）

〇〇 第 〇 号
年 月 日

岩手県知事 様

〇〇広域振興局長

各経営改善計画（資金名）変更（取消）承認協議書

このことについて、岩手県大家畜・養豚特別支援資金等事務処理要領第 6 の（9）のイの規定に基づき、経営改善計画（取消理由）を添えて協議します。

記

市町村名	協議件数	変更（取消）理由
	件	
	件	
合 計	件	

審査基準に定める審査シートを添付すること。

（A 4）

様式第 13 号（第 7 の 3 関係）

年 月 日

様

住 所
融資機関名
代表者氏名

大家畜・養豚特別支援資金貸付実行報告書

年 月 日に貸付実行した標記資金の貸付状況を、別紙のとおり報告します。

注) 別紙として、畜産特別資金融通事業実施要領別紙様式第 3 号の 1 の写しを添付すること。

(A 4)